



環球 中国法月報

創刊号(2018年6月号) 臨時増刊

最新法令速報

国家發展改革委員会及び商務部が
6月28日に「2018年版ネガティブリスト」を公表

編集・発行: 環球法律事務所 日本業務チーム

内容概要

- 「2018年版ネガティブリスト」の要点解説
- 「2018年版ネガティブリスト」全文(日本語仮訳)



環球法律事務所
GLOBAL LAW OFFICE
北京・上海・深セン
www.glo.com.cn



▶ 最新法令要点解説

国家発展改革委員会と商務部が 「2018年版ネガティブリスト」を公表

2018年6月28日、中国の国家発展改革委員会と商務部は、中国国内外から多くの関心を集めている「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版)」(以下、「2018年版ネガティブリスト」という)を公布した¹。本「2018年版ネガティブリスト」は、2018年7月28日から施行される予定であり、その施行に伴い、現行の「外商投資産業指導目録(2017年改正)」²における外商投資参入特別措置(即ち「2017年版ネガティブリスト」)は同時に廃止される³。また、その施行後も、現行の「外商投資産業指導目録(2017年改正)」における奨励類外商投資産業目録は引き続き有効である。

国家発展改革委員会の公式ホームページに掲載されている改正説明⁴によると、「2018年版ネガティブリスト」では、各産業の市場参入に関する制限が大幅に緩和されている。ネガティブリストの項目も63条から48条まで削減されており、全部で22の分野において新たな開放措置が採られている。その詳細は次のとおりである。

番号	新たな開放措置
1	小麦、トウモロコシ以外の農作物の新品種の選抜育種、種子生産に従事する企業について、中国側の持分支配を必要とするとの規定を撤廃。
2	特殊な、または希少な石炭類の探査、採掘に従事する企業について、中国側の持分支配を必要とするとの規定を撤廃。
3	グラファイトの探査、採掘産業に対する外資参入制限を撤廃。
4	レアアース類の製錬、分離に従事する企業について、合併企業または合作企業でなければならないとの規定を撤廃。タングステン製錬産業に対する外資参入制限を撤廃。
5	2018年、特殊用途自動車、新エネルギー自動車の完成車製造産業に対する外資出資比率制限を撤廃。2020年、商用車分野に対する外資出資比率制限を撤廃。2022年、乗用車分野に対する外資出資比率制限と合併企業を2社までとする制限を撤廃。

¹ 「2018年版ネガティブリスト」の中国語全文については、下記のURLを参照されたい。

http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201806/t20180628_890730.html;

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201806/20180602760432.shtml>。

² 中国では、外商投資参入の基本法令として、「外商投資の方向に関する指導規定」(國務院令第346号、2002年4月1日施行)及び「外商投資産業指導目録」がある。前者の指導規定は、外商投資プロジェクトを4つ(奨励類、許可類、制限類及び禁止類)に分類したうえ、そのうち3つ(奨励類、制限類及び禁止類)を後者の指導目録に列挙すると定めている。現行の「外商投資産業指導目録(2017年改正)」は、当該指導目録の第7回目の改訂であり、2017年6月28日に公布され、同年7月28日から施行されている。

³ いわゆる「ネガティブリスト」とは、通常、「外商投資産業指導目録」に定める禁止類、制限類及び一部の奨励類項目(中国側の持分比率及び高級管理職の適任要件に制限のある項目)を指している。2016年10月8日、中国では、外商投資企業の設立及び変更に関する届出管理制の施行が開始されたため、それによって、ネガティブリストに含まれない分野について、外商投資企業に対する基本管理体制は従来の事前審査認可制から現行の届出管理制に切り替わった。これを受けて、現行の「外商投資産業指導目録(2017年改正)」は、禁止類、制限類及び既述した一部の奨励類項目を統合して、独立したネガティブリストを設けた。この「2017年版ネガティブリスト」は、中国全国に適用される初めての外商投資参入ネガティブリストである。同ネガティブリストの公布前には、中国において、各自由貿易試験区のみに適用する「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2017年版)」(国弁発[2017]51号通知、2017年7月10日施行)が公布されている。「2018年版ネガティブリスト」の説明文第七項によると、自由貿易試験区などの特殊経済区域では、所定の条件を満たす投資者に対して、更なる優遇開放措置がある場合、関連する規定によるものとされる。

⁴ http://www.ndrc.gov.cn/xwzx/xwfb/201806/t20180628_890757.html

6	船舶の(ブロック分割を含む)設計、製造及び修理に従事する企業について、中国側の持分支配を必要とするとの規定を撤廃。
7	幹線用、支線用の飛行機の設計や製造、修理に従事する企業、3トン級以上のヘリコプターの設計や製造に従事する企業、地面・水面効果を利用する航空機の製造に従事する企業、無人航空機(ドローン)、軽航空機の設計や製造に従事する企業について、中国側の持分支配を必要とするとの規定を撤廃。
8	一般航空(ゼネラル・アビエーション)用飛行機の設計、製造及び修理に従事する企業について、合併企業または合作企業でなければならないとの規定を撤廃。
9	武器・弾薬の製造をネガティブリストから除外。
10	電力網の建設、経営に従事する企業について、中国側の持分支配を必要とするとの規定を撤廃。
11	鉄道幹線網の建設、経営に従事する企業について、中国側の持分支配を必要とするとの規定を撤廃。
12	鉄道旅客輸送会社について、中国側の持分支配を必要とするとの規定を撤廃。
13	国際海上輸送会社について、合併企業または合作企業でなければならないとの規定を撤廃。
14	国際船舶代理業務に従事する企業について、中国側の持分支配を必要とするとの規定を撤廃。
15	粳、小麦、トウモロコシの買付、卸売に対する外資参入制限を撤廃。
16	ガソリンスタンドチェーンについて、単一の外国投資家が30店を上回る支店を設立し、複数のサプライヤーから供給される異なる種類、ブランドのガソリンを販売する場合、中国側の持分支配を必要とするとの規定を撤廃。
17	中国国内資本の銀行について、単一の外国投資家が投資する場合の出資比率は20%を超えてはならず、また複数の外国投資家が投資する場合の出資比率の合計は25%を超えてはならないとする制限を撤廃。
18	2018年、証券会社、証券投資基金管理会社について、中国側の持分支配を必要とするとの規定を撤廃、外資出資比率の上限を51%に引き上げ。2021年、外資出資比率制限を撤廃。
19	2018年、先物会社について、中国側の持分支配を必要とするとの規定を撤廃、外資出資比率の上限を51%に引き上げ。2021年、外資出資比率制限を撤廃。
20	2018年、生命保険会社の外資出資比率の上限を50%から51%に引き上げ。2021年、外資出資比率制限を撤廃。
21	測量・製図会社について、中国側の持分支配を必要とするとの規定を撤廃。
22	オンラインサービスの営業施設に対する外商投資禁止規定を撤廃。

なお、「2018年版ネガティブリスト」は表の形式を採用しており、「国民経済業種分類」(GB/T 4754—2017)⁵に基づき、ネガティブリストの項目分類を行っている。

当事務所では、「2018年版ネガティブリスト」の全文の和訳を作成したので、本速報に添付して送付する。ささやかながら、クライアントの皆様の参考となれば幸甚である。

⁵ 「国民経済業種分類」(GB/T 4754—2017)の中国語全文については、下記のURLを参照されたい。
<http://www.stats.gov.cn/tjsj/tjbz>

▶ 法令翻訳(日本語仮訳)

外商投資参入特別管理措置
(ネガティブリスト)(2018年版)
中華人民共和国国家發展改革委員会
中華人民共和国商務部
令
第18号

「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版)」は、共産党中央委員会、國務院の承認に基づき、ここに公布し、2018年7月28日より施行するものとする。2017年6月28日に国家發展改革委員会及び商務部が公布した「外商投資産業指導目録(2017年改正)」における外商投資参入特別措置(外商投資参入ネガティブリスト)はこれと同時に廃止され、同目録における奨励類外商投資産業目録は引き続き有効であるものとする。

国家發展改革委员会主任:何立峰
商務部部长:鐘山
2018年6月28日

説明

一、「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)」(以下、「外商投資参入ネガティブリスト」という)は、出資比率に対する要求、高級管理職に対する要求などの外商投資参入に関する特別管理措置を統一的に列挙したものである。「外商投資参入ネガティブリスト」以外の分野には、内外資一致の原則に基づき管理を行う。

二、「外商投資参入ネガティブリスト」は、一部の分野において、参入制限を撤廃または緩和するまでの移行期間を設けており、移行期間が満了した後、期限通りに、これらの参入制限を撤廃または緩和する。

三、外国投資家は個人事業者、個人独資企業の投資者、農民專業合作社の社員として、投資経営活動を行ってはならない。

四、外国投資家は「外商投資参入ネガティブリスト」で禁止されている外商投資分野に投資してはならない。「外商投資参入ネガティブリスト」で禁止されていない分野に投資するに当たっては、外資参入許可を経なければならない。出資比率に対する要求がある分野に投資するに当たって、外商投資パートナーシップ企業を設立してはならない。

五、国内の会社、企業または自然人がその国外において合法的に設立したまたは支配する会社をもって、その関連国内会社を買収する際、外商投資プロジェクト並びに企業の設立及び変更に関わる場合は、現行の規定により処理を行うものとする。

六、「外商投資参入ネガティブリスト」において列挙されていない文化、金融などの分野及び行政審査認可、資質条件、国家安全などの関連措置は、現行の規定により執行するものとする。

七、「中国本土・香港經濟連携緊密化取決め」及びその後続の合意書、「中国本土・マカオ經濟連携緊密化取決め」及びその後続の合意書、「海峡兩岸經濟協力枠組合意書」及びその後続の合意書、我が国が関係国と締結した自由貿易区協議書及び投資協定、我が国が参加した国際条約において、所定

の条件を満たす投資者に対して、更なる優遇開放措置がある場合、関連合意書または協定の規定により執行するものとする。自由貿易試験区などの特殊経済区域において、所定の条件を満たす投資者に対して、更なる優遇開放措置がある場合、関連する規定により執行するものとする。

八、「外商投資参入ネガティブリスト」は発展改革委員会及び商務部が関係部門と共同して解釈するものとする。

外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版)

番号	分野	特別管理措置
一、農業、林業、牧畜業及び漁業		
(一)	育種業	1. 小麦、トウモロコシの新品種の選抜育種及び種子の生産に従事する企業について、中国側の持分支配を必要とする。 2. 中国で希少かつ固有の貴重優良品種の研究開発、養殖、栽培及び関連する繁殖材料の生産(栽培業、牧畜業、水産業の優良遺伝子を含む)への投資を禁止する。 3. 農作物、種畜・種禽、水産種苗の遺伝子組み換え品種の選抜育種及びその遺伝子組み換え種子(苗)の生産への投資を禁止する。
(二)	漁業	4. 中国の管轄海域及び内陸水域の水産物の漁獲への投資を禁止する。
二、採鉱業		
(三)	石油及び天然ガスの採掘業	5. 石油、天然ガス(炭層ガスを含み、オイルシェール、オイルサンド、シェールガス等を除く)の探査及び開発に従事する企業は、合弁企業、合作企業でなければならない。
(四)	非鉄金属鉱物及び非金属鉱物の採掘・選鉱及び採掘の補助的作業	6. タングステン、モリブデン、錫、アンチモン、蛍石の探査、採掘への投資を禁止する。 7. レアアースの探査、採掘、選鉱への投資を禁止する。 8. 放射性鉱物の探査、採掘、選鉱への投資を禁止する。
三、製造業		
(五)	印刷業	9. 出版物の印刷に従事する企業について、中国側の持分支配を必要とする。
(六)	核燃料及び核放射加工業	10. 放射性鉱物の精錬、加工、核燃料の生産への投資を禁止する。
(七)	漢方煎じ薬の加工及び漢方製剤の生産	11. 漢方煎じ薬の蒸す、煎る、炙る、焼く等の加工処理技術の応用及び漢方製剤の秘伝処方製品の生産への投資を禁止する。
(八)	自動車製造業	12. 専用車、新エネルギー車を除き、自動車完成車の製造企業における中国側の持分比率は50%を下回らないものとし、単一の外国投資家は国内で同類の完成車製品を生産する合弁企業を2社まで設立することができる。(2020年に、商用車の外資出資比率に対する制限を撤廃する。2022年に、乗用車の外資出資比率に対する制限、並びに、単一の外国投資家が国内で同類の完成車製品を生産する合弁企業を2社まで設立できるとの制限を撤廃する)

(九)	通信設備製造業	13. 衛星テレビ放送の地上受信設備及び重要部品の生産。
(十)	他の製造業	14. 画仙紙、固形墨の生産への投資を禁止する。
四、電力、熱、ガス及び水の生産・供給業		
(十一)	原子力発電	15. 原子力発電所の建設及び経営について、中国側の持分支配を必要とする。
(十二)	配管網施設	16. 人口が50万人を超える都市におけるガス、熱及び給排水管網の建設、経営について、中国側の持分支配を必要とする。
五、卸売業及び小売業		
(十三)	タバコ製品	17. 葉タバコ、巻きタバコ、再乾燥葉タバコ及びその他のタバコ製品の卸売、小売を禁止する。
六、交通運輸、倉庫貯蔵及び郵便業		
(十四)	水上運輸業	18. 国内水上運輸会社について、中国側の持分支配を必要とする。 19. 国内船舶代理会社について、中国側の持分支配を必要とする。
(十五)	航空貨客運輸	20. 公衆航空運輸会社について、中国側の持分支配を必要とし、かつ、単一の外国投資家及びその関連会社による出資比率は25%を超えてはならず、法定代表者は中国国籍保有者でなければならない。
(十六)	一般航空(ジェネラル・アビエーション)サービス	21. 一般航空会社の法定代表者は中国国籍保有者でなければならない。その中の農業、林業、漁業に係る一般航空会社については、合弁企業でなければならない。その他の一般航空会社については、中国側の持分支配を必要とする。
(十七)	空港と航空交通管制	22. 民間用空港の建設、経営について、中国側の持分支配を必要とする。 23. 航空交通管制への投資を禁止する。
(十八)	郵便業	24. 郵便会社、国内信書便事業への投資を禁止する。
七、情報転送、ソフトウェアと情報技術サービス業		
(十九)	電信	25. 電信会社: 中国がWTOに加盟した際に開放を承諾した業務に限り投資が可能である。付加価値電信業務について、外資の投資比率が50%を超えてはならない(電子商取引を除く)。基本電信業務について、中国側の持分支配を必要とする。
(二十)	インターネットと関連サービス	26. インターネットニュース情報サービス、インターネット出版サービス、ネット視聴番組サービス、インターネット文化経営(音楽を除く)、インターネット一般公開情報サービス(上記サービスのうち、中国のWTO加盟時に開放されたものを除く)については投資を禁止する。
八、金融業		
(二十一)	資本市場に関するサービス	27. 証券会社の外資投資比率は51%を超えてはならない。証券投資基金管理人の外資投資比率は51%を超えてはならない。(2021年に、外資投資比率の制限を撤廃) 28. 先物会社の外資投資比率は51%を超えてはならない。(2021年に、外資投資比率の制限を撤廃)
(二十二)	保険業	29. 生命保険会社の外資投資比率は51%を超えてはならない。(2021年に、外資投資比率の制限を撤廃)

九、リースとビジネスサービス業		
(二十三)	リーガルサービス	30. 中国法業務への投資を禁止する(中国の法律環境の影響に関する情報の提供を除く)。国内の弁護士事務所のパートナーになることを禁止する。
(二十四)	コンサルティングと調査	31. 市場調査に従事する企業は、合併企業、合作企業でなければならない。そのうちラジオ・テレビの視聴調査に従事する企業について、中国側の持分支配を必要とする。 32. 社会調査への投資を禁止する。
十、科学研究と技術サービス業		
(二十五)	研究と試験発展	33. 人体の幹細胞、遺伝子診断と治療技術の開発と応用を禁止する。 34. 人文社会科学研究機構への投資を禁止する。
(二十六)	専門技術サービス業	35. 大地測量、海洋測量製図、測量製図・航空撮影、地上移動体を用いた測量、行政区域境界線の測量製図、地形図、世界行政区画地図、中国行政区画地図、省級以下の行政区画地図、教育用全国地図、教育用地方地図および立体地図の作成、ナビゲーション電子地図の作成、地域別地質マッピング、鉱山地質、地球物理、地球化学、水文地質、環境地質、地質災害、地質リモートセンシング等の調査への投資を禁止する。
十一、水利、環境、公共施設管理業		
(二十七)	野生動植物保護	36. 国家が保護する中国原産の野生動植物資源の開発への投資を禁止する。
十二、教育		
(二十八)	教育	37. 就学前クラス、一般の高校、高等教育機構は国内外が協力して設立、運営を行うものでなければならない、また中国側がこれを主導しなければならない(校長、学長または主要行政責任者は中国国籍を有していなければならない、理事会、取締役会、または連合管理委員会の中国人構成員は1/2を下回ってはならない)。 38. 義務教育機構、宗教教育機構への投資を禁止する。
十三、衛生と社会仕事		
(二十九)	衛生	39. 医療機関は、合併企業、合作企業でなければならない。
十四、文化、スポーツ、娯楽業		
(三十)	ニュースの出版	40. 通信機関(通信社を含むがこれに限らない)への投資を禁止する。 41. 図書、新聞、定期刊行物、映像・音響製品、電子出版物の編集、出版、制作業務への投資を禁止する。
(三十一)	ラジオ・テレビの放送、伝送、制作、経営	42. 各級ラジオ放送局(ステーション)、テレビ局(ステーション)、ラジオ・テレビのチャンネル(周波数)、ラジオ・テレビ放送ネットワーク(発信局、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星の地上発信ステーション、衛星受信中継ステーション、マイクロ波ステーション、モニタリングステーション、ケーブルラジオ・テレビ放送ネットワーク)への投資を禁止する。ラジオ・テレビのオンデマンド業務および衛星テレビ・ラジオの地上受信施設の設置業務の従事を禁止する。 43. ラジオ・テレビ番組制作の経営(輸入業務を含む)会社への投資を禁止する。
(三十二)	映画の制作、発行と上映	44. 映画館の建設、経営は中国側の持分支配を必要とする。 45. 映画制作会社、発行会社、ライン会社及び映画の導入業務への投資を禁止する。

(三十三)	文物保護	46. 文物の競売を行う競売会社、文物を扱う商店と国有文物博物館への投資を禁止する。
(三十四)	文化娯楽	47. 演出仲買機関は中国側の持分支配を必要とする。 48. 文芸ショー団体への投資を禁止する。

本月報は、特定の問題に対する当事務所の正式な意見を代表するものではありません。もし法的意見や専門家の意見が必要な場合、又は個別の法的事項に関するご相談がございましたら、当事務所の下記対応窓口(日本語対応可能)までお問い合わせいただければ幸いです。



劉 淑珺 (Liu Shujun)
 パートナー
 直通電話: +86 10 6584 6601
liushujun@glo.com.cn



鮑 榮振 (Bao Rongzhen)
 パートナー
 直通電話: +86 10 6584 6609
baorongzhen@glo.com.cn

なお、当事務所は中国語と英語のニュースレターも発行しておりますので、ご興味ございましたら、GLO-JP@glo.com.cn までお問い合わせいただければ幸いです。

本月報の著作権、及びその他の権利は全て環球法律事務所に帰属します。内容の無断転載等の行為はご遠慮ください。